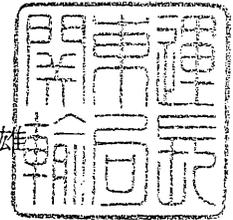




関自旅2第328号の3
平成14年7月1日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部
支部長 原 勇 殿

関東運輸局長
上子道雄



特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う新東京国際空港と
特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて

標記について、別紙のとおり公示したので了知のうえ、傘下事業者に対し周知徹底されたい。

別紙・・・公示文

公 示

特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と 特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて

平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めただので公示する。

平成14年7月1日

関東運輸局長 上子道雄

記

1. 適用ゾーン

適用ゾーンは、次表の4ゾーンとする。

ゾーンの名称	該 当 地 域
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市

2. 運賃額等

(1) 運賃額の算出等

成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている（当該営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）法第3条第1項に基づく特定地

域又は法第3条の2第1項に基づく準特定地域（以下「特定地域等」という。）に指定されている場合にあっては届け出をしている）距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には当該割引を含むものとする。）を適用して算出された額によるものとする。

設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最 短 経 路	距 離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口～首都高速5号線～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早朝割増

運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。

割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

なお、当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け公示）」2.(1)の取扱いによる。

(5) 料金の適用

定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3．運送の引き受け等

(1) 運送の引き受け

営業所又は無線基地局における予約によることとし、利用者から申込があった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。

(2) 乗車等の扱い

利用者の乗車場所は、原則として1ヶ所とする。ただし、適用施設への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4．運賃メーター器

(1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。

(2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5．利用者への情報提供等

定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6．その他

本公示に基づき申請（当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては届け出）する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。

ただし、原則として2.(4)の場合を除くものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年6月10日以降受け付ける申請に適用する。
- 2 1.については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。
なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

本公示は、平成26年1月27日以降適用する。

附 則（平成26年3月12日 一部改正）

本公示は、平成26年3月12日以降適用する。

(別紙)

改 正	現 行																				
公 示	公 示																				
<p>特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて</p> <p><u>平成14年1月17日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。</u></p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ゾーンの名称</th> <th style="text-align: center;">該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている(当該営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)法第3条第1項に基づく特定地域又は法第3条の2第1項に基づく準特定地域(以下「特定地域等」という。)に指定されている場合にあっては届け出をしている)距離制運賃(時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には当</p>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市	<p>特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて</p> <p>平成14年7月1日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」2.に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ゾーンの名称</th> <th style="text-align: center;">該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている(当該営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)法第3条第1項に基づく特定地域又は法第3条の2第1項に基づく準特定地域(以下「特定地域等」という。)に指定されている場合にあっては届け出をしている)距離制運賃(時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には当</p>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区(台場を除く)、目黒区、品川区(東八潮を除く)、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				

該割引を含むものとする。)を適用して算出された額によるものとする。
設定する運賃の額の単位は、10円単位、50円単位、100円単位、500円単位等とすることができるものとするが、端数処理に当たっては、利用者の不利にならないよう調整するものとする。

における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最 短 経 路	距 離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口-首都高速都心環状線-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口-首都高速5号線-首都高速都心環状線-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早朝割増

運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。

割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをすることでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

なお、当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け公示）」2.(1)の取扱いによる。

(5) 料金の適用

定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

(1) 運送の引き受け

営業所又は無線基地局における予約によることとし、利用者から申込があった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。

該割引を含むものとする。)を適用して算出された額から、1,000円単位未満の端数を切り捨てた額とする。

における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最 短 経 路	距 離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口-首都高速都心環状線-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口-首都高速5号線-首都高速都心環状線-首都高速7号線-京葉道路-東関東自動車道-成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早朝割増

運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。

割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。ただし、100円未満を四捨五入した額とすることとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをすることでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

なお、当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け公示）」2.(1)の取扱いによる。

(5) 料金の適用

定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

(1) 運送の引き受け

営業所又は無線基地局における予約によることとし、利用者から申込があった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。

(2) 乗車等の扱い

利用者の乗車場所は、原則として1ヶ所とする。ただし、適用施設への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器

(1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。

(2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5. 利用者への情報提供等

定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

本公示に基づき申請（当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては届け出）する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。

ただし、原則として2.(4)の場合を除くものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

1 本公示は、平成16年6月10日以降受け付ける申請に適用する。

2 1.については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。
なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

本公示は、平成26年1月27日以降適用する。

附 則（平成26年3月12日 一部改正）

本公示は、平成26年3月12日以降適用する。

(2) 乗車等の扱い

利用者の乗車場所は、原則として1ヶ所とする。ただし、適用施設への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器

(1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。

(2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5. 利用者への情報提供等

定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

本公示に基づき申請（当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては届け出）する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。

ただし、原則として2.(4)の場合を除くものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

1 本公示は、平成16年6月10日以降受け付ける申請に適用する。

2 1.については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。
なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

本公示は、平成26年1月27日以降適用する。

(別紙)

改 正	現 行																				
公 示	公 示																				
<p>特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて</p> <p>平成14年7月1日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」2.に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたと公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p>	<p>特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて</p> <p>平成14年7月1日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」2.に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたと公示する。</p> <p>平成14年7月1日</p> <p style="text-align: right;">関東運輸局長 上子道雄</p>																				
記	記																				
<p>1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとする。</p>	<p>1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとし、<u>これらのゾーンの全部又は一部について申請することができることとする。</u></p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーンの名称</th> <th>該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td>B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td>C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区</td> </tr> <tr> <td>D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ゾーンの名称</th> <th>該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td>B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td>C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区</td> </tr> <tr> <td>D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				
<p>2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 ① 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている <u>（当該営業区域が特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）法第3条第1項に基づく特定地域又は法第3条の2第1項に基づく準特定地域（以下「特定地域等」という。）に指定されている場合にあつては届け出をしている）</u> 距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には当</p>	<p>2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 ① 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている <u>通常の</u> 距離制運賃（時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には、当該割引を含むものとする。）を適用して算出された額から、1,000円単位未満の端数を切り捨てた額とする。 <u>なお、この額より低額な運賃が既に認可されている場合には、その運賃額に設定又は変更することも原則としてできることとする。</u></p>																				

該割引を含むものとする。)を適用して算出された額から、1,000円単位未満の端数を切り捨てた額とする。

- ② ①における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最短経路	距離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口～首都高速5号線～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早期割増

- ① 運送の開始から終了までの時間が、深夜早期時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。

- ② 割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。ただし、100円未満を四捨五入した額とすることとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

なお、当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について（平成26年1月27日付け公示）」2. (1)の取扱いによる。

(5) 料金の適用

定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

(1) 運送の引き受け

営業所又は無線基地局における予約によることとし、利用者から申込があった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。

(2) 乗車等の扱い

利用者の乗車場所は、原則として1ヶ所とする。ただし、適用施設への経路上か

- ② ①における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最短経路	距離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口～首都高速5号線～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早期割増

- ① 運送の開始から終了までの時間が、深夜早期時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。

- ② 割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。ただし、100円未満を四捨五入した額とすることとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

(5) 料金の適用

定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

(1) 運送の引き受け

営業所又は無線基地局における予約によることとし、利用者から申込があった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。

(2) 乗車等の扱い

利用者の乗車場所は、原則として1ヶ所とする。ただし、適用施設への経路上か

ら大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器

- (1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。
- (2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5. 利用者への情報提供等

定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

本公示に基づき申請（当該営業区域が特定地域等に指定されている地域にあっては届け出）する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。

ただし、原則として2.(4)の場合を除くものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年6月10日以降受け付ける申請に適用する。
- 2 1.については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。
なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

附 則（平成26年1月27日 一部改正）

本公示は、平成26年1月27日以降適用する。

ら大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器

- (1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。
- (2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5. 利用者への情報提供等

定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

(1) 本公示に基づき申請する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。

ただし、原則として2.(1)①の「なお書き」及び2.(4)の場合を除くものとする。

(2) 認可を受けようとする定額運賃について、実施期間を定めて申請することができるものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年6月10日以降受け付ける申請に適用する。
- 2 1.については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。
なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

(別紙)

改 正	現 行																				
公 示	公 示																				
特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて	特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて																				
平成14年7月1日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」2.に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。	平成14年7月1日付けで公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の定額運賃に係る適用施設等について」2.に基づき、特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。																				
平成14年7月1日	平成14年7月1日																				
関東運輸局長 上子道雄	関東運輸局長 上子道雄																				
記	記																				
1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとし、これらのゾーンの全部又は一部について申請することができることとする。	1. 適用ゾーン 適用ゾーンは、次表の4ゾーンとし、これらのゾーンの全部又は一部について申請することができることとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ゾーンの名称</th> <th style="text-align: center;">該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">ゾーンの名称</th> <th style="text-align: center;">該 当 地 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A ゾーン</td> <td>葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B ゾーン</td> <td>足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C ゾーン</td> <td>北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D ゾーン</td> <td>板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市</td> </tr> </tbody> </table>	ゾーンの名称	該 当 地 域	A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮	B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区	C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区	D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				
ゾーンの名称	該 当 地 域																				
A ゾーン	葛飾区、江戸川区、墨田区、江東区、港区台場、品川区東八潮																				
B ゾーン	足立区、荒川区、台東区、文京区、千代田区、中央区																				
C ゾーン	北区、豊島区、新宿区、渋谷区、港区（台場を除く）、目黒区、品川区（東八潮を除く）、大田区																				
D ゾーン	板橋区、練馬区、中野区、杉並区、世田谷区、武蔵野市、三鷹市																				
2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 ① 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている通常の距離制運賃（時間距離併	2. 運賃額等 (1) 運賃額の算出等 ① 成田国際空港と各ゾーンとの間の高速道路による運送を前提とした最短経路における距離に基づき、現に認可を受けている通常の距離制運賃（時間距離併																				

用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には、当該割引を含むものとする。)を適用して算出された額から、1,000円単位未満の端数を切り捨てた額とする。

なお、この額より低額な運賃が既に認可されている場合には、その運賃額に設定又は変更することも原則としてできることとする。

② ①における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最短経路	距離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口～京葉道路～東関東自動車道～ 成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～ 成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～ 東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口～首都高速5号線～首都高速都心環状線～首都高速7号線～ 京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早朝割増

① 運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、運送の引き受け時に利用者に説明することとする。

② 割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。ただし、100円未満を四捨五入した額とすることとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃をいい、遠距離割引の認可を受けている場合には、当該割引を含むものとする。)を適用して算出された額から、1,000円単位未満の端数を切り捨てた額とする。

なお、この額より低額な運賃が既に認可されている場合には、その運賃額に設定又は変更することも原則としてできることとする。

② ①における高速道路による運送を前提とした最短経路及び距離は、次表のとおりとする。

ゾーンの名称	最短経路	距離
Aゾーン	京葉道路篠崎入口～京葉道路～東関東自動車道～ 成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	52.14 km
Bゾーン	首都高速箱崎入口～首都高速7号線～京葉道路～東関東自動車道～ 成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	64.47 km
Cゾーン	首都高速芝公園入口～首都高速都心環状線～首都高速7号線～京葉道路～ 東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	70.22 km
Dゾーン	首都高速北池袋入口～首都高速5号線～首都高速都心環状線～首都高速7号線～ 京葉道路～東関東自動車道～成田国際空港第一旅客ターミナルビル中央口	75.70 km

(2) 深夜早朝割増

① 運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、運送の引き受け時に利用者に説明することとする。

② 割増率は、現に認可を受けている割増率とし、予め運賃額を設定することとする。

(3) 障害者割引

現に認可を受けている障害者割引については、定額運賃にも適用することとし、予め運賃額を設定することとする。ただし、100円未満を四捨五入した額とすることとする。

(4) 営業的割引

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。

(5) 料金の適用
定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

- (1) 運送の引き受け等
営業所又は無線基地局における予約制によることとし、利用者から申込みがあった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。
- (2) 乗車等の扱い
利用者の乗車場所は、原則として1カ所とする。ただし、適用施設内への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器

- (1) 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。
- (2) (1)の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。

5. 利用者への情報提供等
定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

- (1) 本公示に基づき申請する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。
ただし、原則として2.(1)①の「なお書き」及び2.(4)の場合を除くものとする。
- (2) 認可を受けようとする定額運賃について、実施期間を定めて申請することができるものとする。

(5) 料金の適用
定額運賃の適用に当たり、現に認可又は届出されている料金については適用しないこととする。

3. 運送の引き受け等

- (1) 運送の引き受け等
営業所又は無線基地局における予約制によることとし、利用者から申込みがあった際には、当該利用者に対し運送経路等を確認したうえ、これに係る有料道路料金を明示することとする。
- (2) 乗車等の扱い
利用者の乗車場所は、原則として1カ所とする。ただし、適用施設内への経路上から大きくかけ離れないと認められる場合には、複数ヶ所からの乗車も認めることとする。

4. 運賃メーター器及び車外向け表示

- (1) 運賃メーター器
① 定額運賃の適用に当たり、運行中止等の場合の措置として運賃メーター器を併用することとする。この場合の運賃メーター器の操作は、通常の距離制運賃による運送におけるものと同様とする。
② ①の取扱いは、利用者に対し、乗車時に説明する。
- (2) 車外向け表示
① 定額運賃適用時（利用者の乗車時から運送の終了時までの間）には、次の様式による「定額」表示板により車外向け表示を行うこととする。

（「定額」表示板の様式）



- 注)
1. 文字は紺色とし、地は白色とする。
2. 文字の寸法は、縦横4 cm以上とする。

② 「定額」表示板は、表示装置による「賃走」又は「割増」の表示が見えないように掲出することとする。

5. 利用者への情報提供等
定額運賃の認可を受けた事業者等は、当該定額運賃の内容等について、利用者への情報提供を十分行うこととする。

6. その他

- (1) 本公示に基づき申請する定額運賃は、道路運送法施行規則第10条の3第2項に規定する書類の添付を要しないものとする。
ただし、原則として2.(1)①の「なお書き」及び2.(4)の場合を除くものとする。
- (2) 認可を受けようとする定額運賃について、実施期間を定めて申請することができるものとする。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年6月10日以降に受け付ける申請について適用する。
- 2 1. については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。

なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

附 則（平成22年10月14日 一部改正）

本公示は、平成22年10月14日以降適用する。

附 則

本公示は、平成14年7月1日以降に東京運輸支局において受け付ける申請について適用する。

附 則（平成16年6月10日 一部改正）

- 1 本公示は、平成16年6月10日以降に受け付ける申請について適用する。
- 2 1. については、乗務員、利用者への周知を図るため、8月1日より適用する。

なお、引き続き定額運賃を適用する者は、改正後の適用ゾーンによるものとし、手続きは不要とする。

附 則（平成20年3月24日 一部改正）

本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

附 則（平成22年2月10日 一部改正）

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

公 示

「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」の一部改正について

平成14年7月1日付け公示「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」を下記のとおり一部改正したので公示する。

平成22年2月10日

関東運輸局長 神谷俊広

記

2. (4) を次のとおり改める。

需要喚起のために行う営業的割引の設定は、**適正な原価に適正な利潤を加えたものであること、利用者間に不当な差別的取扱いをするものでないこと及び他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがない場合に行えるものとし、認可を受けなければならない。**

6. (1) 中「2. (1)①の「なお書き」の場合」を「2. (1)①の「なお書き」**及び2. (4)の場合**」に改める。

附 則

本公示は、平成22年2月10日以降適用する。

公 示

「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」の一部改正について

平成14年7月1日付け公示「特別区武三交通圏を営業区域とする事業者が行う成田国際空港と特別区武三交通圏との間の定額運賃の取扱いについて」について、下記のとおり改正する。

平成20年3月24日

関東運輸局長 安原 敬 裕

記

2. (2) ①を次のように改める。

運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（距離制運賃において現に認可を受けている割増時間帯とする）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、運送の引き受け時に利用者に説明することとする。

附則

1 本公示は、平成20年3月24日以降適用する。

【参考：旧の表現】

（都個協による追記）

(2) 深夜早朝割増

運送の開始から終了までの時間が、深夜早朝時間帯（午後11時～午前5時まで）の中にすべて含まれる場合に適用することとし、予約時に利用者に説明することとする。